

第 68 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 27 年 7 月 6 日（月）13 時 00 分～15 時 10 分
2. 場 所 本庁舎 1 号館 12 階 1121 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、北川学、北村新三、坂口晃司、竹内由美、千木良悦子、中川丈久、灘本明代、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子、三原敦子
 - (2) 実施機関の職員
企画調整局情報化推進部電子市役所担当課長
行財政局主税部課税企画課長
こども家庭局こども企画育成部母子保健担当課長
産業振興局農政部計画課長
兵庫区まちづくり推進部地域支援担当課長ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①財務会計システムホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について
 - ②個人市民税特別徴収システムの再構築について
 - ③兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について
 - ④農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築について
 - ⑤市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認及び居所調査について
 - ⑥兵庫区における空家実態調査のための水道使用者情報の利用と電子計算機処理について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①財務会計システムホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について
企画調整局情報化推進部から、財務会計システムホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 それでは、ただいまの説明を受けて、ご質問ありますでしょうか。

- 委員 資料では基幹系ネットワークはいわゆる汎用機でやっていて、すべてなくしますよということかと思ったのですが。
- 情報化推進部 汎用機ではなくてサーバという形で基幹系のシステムは残ります。今、順次、移行していますが、一台の大型汎用機、ホストで処理していたものを個別のシステム毎のサーバに移していく作業を、平成 28 年度末完了を目指しております。今現在は、既にサーバに移ったものとホストに残っているものと併存している状況です。これが平成 28 年度末の段階では大型汎用機はなくし、システム毎にサーバがあるという状況になります。別図の下の図、移行後に描いてありますが、それぞれのシステムのサーバになります。大型汎用機の 1 台の大きなコンピュータではなく、それぞれのシステムのサーバというものが基幹系のシステムとして基幹系のネットワークの中で生きるという形になります。
- 委員 基幹系ネットワークに財務会計システムがあったものを、なぜ、わざわざ情報系ネットワークに移すのですか。
- 情報化推進部 財務会計システムは、現在も新財務会計システムで、情報系ネットワークで動いているサーバシステムです。
- 委員 要は、することが 2 つあるということですか。
- 情報化推進部 することが 2 つありまして、基幹系の大型汎用機をすべてサーバに完全移行するという動きがあります。そこにあります財務会計に絡むような、お金の出入りの情報、支出であるとかそういう部分を財務会計システムでさばっているわけですが、基幹系のシステムで集めた情報を財務会計システムに送り込んで、そこで支払いの業務であるとか、銀行へのデータ転送とかを行っております。今はホストも併存している中でやっていますので、ホストのデータは別図の上の図のフロー図に基づいて財務会計のほうへデータを流すという形になっています。サーバのものについても、上の方の図の機器を経由して財務会計の方へ行くという流れをしています。下の方の図では、ホストがなく、全てがサーバの中で、図のルートを通して情報系ネットワークの上で動いており、財務会計システムにデータを流して、支払であるとか銀行とのやり取りを行うシステムになります。
- 委員 そうすると、今まで基幹系ネットワークシステムにおいてあったデータを、

情報系ネットワークのシステム上にある別のサーバの下に移行しますという話ですね。

○情報化推進部 今も一部は移しているのですが、それを完全になくして、情報系ネットワークの方のシステムにデータがすべて行くように作りこむということです。

○委 員 基幹系ネットワークにある他の基幹系サーバ群はそのままにして、今回の審議はこの財務会計システムのデータをこちらの情報系ネットワークに載せ換えるのと同時に、金融機関からのアクセスも情報系に行くようにします。それに伴って基幹系ネットワークと情報系ネットワークの接続形態を少し変えるということですね。

○情報化推進部 大きくいいますとそうですが、今でも基幹系の各システムで出来上がったデータを、財務会計という業務で支払い等をするために情報系に一部移しているのですが、それが完全にホストがなくなりますので、流れ的には同じなのですが、ホストがなくなることに伴って各サーバ群から流していくための仕組みで、必要な改良を加えるといったイメージです。金融機関とのやり取りというのは、情報系に移管というのはその通りです。

○委 員 もともとあった中継サーバというものもなくなりますよということですね。

○情報化推進部 情報系ネットワーク移行後の右にあります財務会計連携サーバが、中継サーバに置き換わるものとして考えております。

○委 員 財務会計連携サーバは、ファイアウォールの内にあるのか外にあるのかどちらでしょうか。

○情報化推進部 基幹系のネットワーク→ファイアウォール→共通基盤→情報系ネットワーク、そして、一旦、財務会計連携サーバにデータをため込みます。そこから財務会計システムにデータを流し込む時に、もう1回安全を確保するためにファイアウォールを経て、財務会計サーバにデータを流すという形にしています。

○委 員 この財務会計連携サーバは、ファイアウォールの外になるわけですね。その方が安全なのですか。

○情報化推進部 財務会計連携サーバと財務会計システムの間、又はそこからファイアウォ

ールを通過してファームバンキング端末の方へ流していくにあたって、ファイアウォールを一段追加で置くことによって、さらに安全性を強化、担保していくという考え方です。

○委員 基幹系ネットワークが外部と接続していないのであれば、ファイアウォールの内側に置いた方が安全性が高いわけですね。この図を見る限り、外部からのアクセスは金融機関のみになっているので、基幹系ネットワークから入ってくる財務会計連携サーバはできればファイアウォールの内側にあった方が、よりクローズドなネットワークの中にありますから、安全だと思いのですが。基幹系ネットワークが外に出ているということであれば、ファイアウォールの外に接続して、財務会計連携サーバと新財務会計システムとの間にファイアウォールを置いた方が安全だと思いのですが。

○情報化推進部 もともと情報系ネットワークは外部からの不正アクセスを防止するために、まずは大きくファイアウォールがあって、次に非武装地帯があってさらに中に入ってきて業務系のシステムがあります。その中でさらにセキュリティを保つために、それぞれの業務システムのところでファイアウォールを入れて、何段階にもファイアウォールを置いてセキュリティを担保しようとしております。財務会計連携サーバもファイアウォールを間におくことによって、不正なアクセスがあった時にここで遮断ができると考えております。

○委員 この基幹系ネットワークが外部と接続していない場合は、クローズドの世界になりますので、ファイアウォールの内側に接続した方が、外部から入ってくるべきファイアウォールを2回通らないといけないので、より強固なネットワークになるわけですね。ただし、基幹系ネットワークがどこかで外部とつながっているという部分があるのならば、図のとおり、ここにファイアウォールを置くのは妥当だと思いのですが、どちらですか。基幹系ネットワークがクローズドであれば、外部からの接続はファームバンキング端末のところだけなので、ファイアウォールの内側にあった方が2重のファイアウォールの中にあるクローズドなネットワークになるという意味で、よりセキュリティの強固なネットワークになると思いのですが。ただし、基幹系ネットワークが外部に接続しているのであれば…。

○情報化推進部 接続していません。基幹系は基幹系だけでクローズドなネットワークです。外から、図でいうと、情報系ネットワークの左側から入ってきて一つ目のファイアウォールがあって、情報系ネットワークがあって、ファイアウォール

ールがあって、その下に財務会計や財務会計連携サーバがある絵になっています。

○委員 ファイアウォールの内側にあるのですね。それなら理解できます。

○委員 それではいろいろ質問していただいてセキュリティについて検討していただきました。ただ今の議論を踏まえまして審議会としての意見をまとめたいと思います。平成 28 年度末にHOSTコンピュータの廃止が予定されており、それに伴って、現在HOSTコンピュータに残されている財務会計システムに係るHOST残機能を、オープン系サーバに移行することは必要不可欠であること、移行後は、新財務会計システムと一体化し、より効率的な運用が図られること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

②個人市民税特別徴収システムの再構築について

行財政局主税部課税企画課から、個人市民税特別徴収システムの再構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それではただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 システムを再構築することによって、別図の上の図から下の図のように変わるということですね。それについての審議会としての意見ということが一点と、もう一つ、先ほど新たに追加する項目、税世帯番号と税額控除というのがあるという説明でしたが、これは今までの従前のシステムでも電子計算機処理にあたって利用していた項目なのですか、それともシステムを再構築することによって、新たに必要になった項目なのですか。

○課税企画課 税額控除につきましては従前より使用しております。先の審議会で諮問が抜けておりました。申し訳ございません。税世帯番号につきましては、これまで項目がありませんでしたので、世帯を紐付ける番号という形で今回新たに作ろうというものです。

- 委員 員 なぜ、新たに税世帯番号が必要になるのですか。
- 課税企画課 今後、扶養等を適正に把握するにあたって、どなたの分が扶養にあたるのかということ、それを紐付けていくために入れさせていただいております。
- 委員 員 質問がありましたが、税世帯番号という新しい項目を追加するということを含めて再構築ということで提案しているということですね。そういう理解でよろしいですか。
- 委員 員 マイナンバー制が秋から始まりますが、それに伴ってシステムの内容もある程度変えることになると思うのですが、それとの関係性はどうなっているのですか。なぜ、秋に新しくもう一度システムを構築するのに、違うものというのか前処理なのかもしれませんが、このシステムはなぜ開発が必要なのですか。
- 課税企画課 税につきましてもマイナンバーは登録されるのですが、平成28年1月以後に提出される資料からとなりますので、市県民税についてマイナンバーが関連してくるのは平成29年1月となります。当然、給与支払い報告書にもマイナンバーが今後記載されていく予定になると思うのですが、これについては、別途審議会に諮問させていただきたいと考えています。タイミング的にマイナンバーが市民税等に導入されるのが平成29年1月ということで1年以上先になりますので、マイナンバーとは切り離れた形で先に特別徴収のシステムについて再構築させていただきたいと。機器等も老朽化しておりまして、サポート等を受けられない状況になっておりますので、一刻も早くこのシステムについて再構築したいということで、切り離れた形で諮問させていただきました。
- 委員 員 こういうものをつくるのでしたら、マイナンバーを考慮した設計にされたほうがコスト的にも良いと思うのですが。
- 課税企画課 マイナンバーはどういうことをするのかということがまだ明確になっていないところがありまして、盛り込んでシステム改修することができない状況です。今現在、次の税制改正が必要となっておりますので、その前に再構築を行いたいと。今回上げさせていただいたというのはそういう点もあります。

○委員 それでは「個人市民税特別徴収システムの再構築」については、現行のシステムがハード・ソフト共に老朽化したため、システム内容を見直し、実施機関が独自に開発する「特別徴収支援システム」と、既製品のパッケージ製品「課税資料原票管理システム」に再構築することは、必要不可欠と認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 異議なし。

③兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問ございましたらお願いいたします。

○委員 この制度は初めてなのですか。

○こども家庭支援課 そうです。

○委員 今年度限りなのですか。来年度はないのですか。

○こども家庭支援課 兵庫県が国の交付金を活用して行うということで、県が主体となった事業となっておりまして、今年度限りということです。

○委員 他にいかがでしょうか。特に意見はありませんか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。「兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの利用と電子計算機処理」について、支援事業の対象者を抽出し、実施機関より対象者に事業案内等をするために住民基本台帳情報を提供することは公益に資するとともに、対象者情報を確実に把握して事務執行するためには、電子計算機処理が不可欠であると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 異議なし。

④農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築について

産業振興局農政部計画課から、農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 5 ページの背景のところ、農振情報、農用地区域の内外情報とあるのですが、内外情報というのはどういう意味ですか。
- 農政部計画課 農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、神戸市で農用地利用計画というものを定めています。その中で、農用地区域として指定しているものを「内」と言っており、農用地区域内となります。外れているものを「外」と言っておりますが、農用地区域外、と分かれることとなります。
- 委 員 農用地区域に該当するかしらないかという情報なのですか。
- 農政部計画課 それを一筆ごとで管理しているのが、この計画になっております。
- 委 員 農用地区域に該当するかどうかの情報ということで、現場ではそのように使われているということですね。
- 農政部計画課 単語としましては、区域内外ということで使っております。
- 委 員 GISというのは何ですか。
- 農政部計画課 GISというのは地理情報システムということで、ジオグラフィック・インフォメーション・システムというものです。
- 委 員 GISシステムは、7 ページにある図面のようなイメージになるわけですか。
- 農政部計画課 地形図をベースにしまして、そこに構成要素を色づけていくということで管理をしていきます。
- 委 員 こういう図面で管理していくシステムをつくるわけですね。
- 委 員 市街化調整区域があって、その中で農地ということですか。今まではそう

いうのは無いのですか。

- 農政部計画課 今、既にエリアは指定しているのですが、紙の地図で管理を昭和45年くらいからやってきています。今回、電算化をおこないまして、最新のものとして管理していきたいと。それを、市民の方にも農地の情報を公表していかないといけませんので、きちんとしたもので公表して、最新のものを管理していくことを考えております。
- 委員 員 北区と西区と灘区の一部しか、いわゆる調整区域がなくて、他の区の地域は関係ないということでしょうか。
- 農政部計画課 市街化調整区域ということでしたら垂水とか須磨とか他の区域にもあるのですが、農業振興地域の区域というのが、北区と西区と、灘区の六甲山のエリアしかありませんので、その情報をいただいて管理するというので考えております。
- 委員 員 垂水とか須磨とかは、将来的にわたっても今回のような情報は必要ないということですか。
- 農政部計画課 垂水とかの調整区域は、ほとんどが六甲山系等の山地になっております。農地がある部分が残っていると、市街化区域の方になっています。農業の施策としては、基本的には調整区域の農業振興地域のところに集中してやっていくということが、これまでの市の農業施策のスタンスとなっていますので、引き続きそちらの方でと考えております。逆に市街化調整区域の方には農振地域が、かぶって指定できないと法律で住み分けされておりますので、調整しながらやっていきます。
- 委員 員 保護すべきデータというのが、4ページに書いてあるものですか。
- 農政部計画課 保護すべきデータとしては、土地の登記簿等の情報を考えております。登記簿を取得すればわかるということもあるのですが、登記情報でなくても個人情報ということで、利用にあたってきっちり対応していきたいということで諮問させていただいております。
- 委員 員 これ自体が個人情報なのかと思ったことが一点と、所有者とかは入れないのですか。

○農政部計画課 基本的には、地番の管理ということを行いますので、区域外の地番がこの分ですということになってきます。今までも計画書の中で地番の管理をしておりましたので、地番の情報で管理していきたいと考えております。

○委 員 所有者はいらぬのですね。こういう地番の情報も個人情報ということですか、誰の個人情報なのか分からないのですが、公知の事実と思うのですが、これも個人情報なのですか。この4ページにあるデータも個人情報ですか。

○農政部計画課 地図をクリックすると地番を表示するというようなことをしたいと思っております。

○委 員 他にご意見ございませんか。よろしいですか。それでは、審議会としての意見をまとめさせていただきます。「農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築」については、農業振興地域図をGIS化に向けたシステムの構築を行い、かつ固定資産税に関する情報の提供を受けて、最新の土地情報を把握することによって、効率的な事務作業や適正な情報管理が図られることになり、農地行政に資するものであると認められること、市民サービスの公益性の向上につながるということです。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委 員 異議なし。

⑤市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認及び居所調査について

建設局道路部計画課から、市営駐車場の障害者用駐車券受給者に係る資格確認及び居所調査について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ご質問がありましたら、お願いいたします。

○委 員 3年ごとに駐車券を更新するということですが、3年に1回一斉に更新するということですか。それとも、申請してから3年間有効なものを発行して、都度発行するということですか

○道路部計画課 ある時点で一斉更新としておりまして、今発行しているものが、本年8月

31日有効期限になりますので、今回申請があつて発行するというようになりますと、本年8月31日までのものを一旦発行させていただくことになります。

○委員 そうしますと、手帳の番号などの情報をもらうというのは3年に1回ということですか。

○道路部計画課 そうです。番号が変わるようなことがありましたら、届けをいただきましたらその都度登録の変更はいたします。

○委員 8ページの個人情報の保護のところですが、(1)イの意味がよく分からなかったのですが。当該データの提供時を除き外部記録媒体に保存できないシステムとするとのことですが、CD-Rにコピーするとき以外、外部記録媒体に保存できないというシステムがイメージできないのですが。ロックをかけるとかそういう意味だと思うのですが、書き方を変えられた方が良いと思います。部屋を施錠する意味なのか、系統的に例えばCD-Rにコピーするとき以外そのCD-Rをコピーできないようにするとか、どうするか分からないのですが。

○道路部計画課 書き込む方のハードの機械の方ですが、その時だけシステムを解除して書き込めるようにすると。

○委員 CD-Rに書き込む装置を持っていて、その時だけコピーするといういい方かなと思ったり、でもそれはUSBを差すからUSBにはコピーできますとか、ハード的とか違うことを意味していると思うのですが、もう少しわかりやすく書かれた方が良いと思います。これも書き方なのですが、(2)オのところですが、電子データをCD-Rを裁断することにより速やかに廃棄するということなのですが、NASの中のデータを消去するという言葉を入れておいた方が良いのではないのでしょうか。消さないのですか。

○道路部計画課 元データは今回提供を受けましたらNASの中に、最新のものに書き換えて保存しまして、更新作業を終えた後のCD-Rを裁断するということです。もちろんこの事業が廃止することになりましたら、NASの中の情報を廃棄することになるかと思いますが、ここで書いているのは作業後のCD-Rについてです。

○委員 NASの中のデータはずっと持っていますよというのが前提ということで

すね。

○委員 効果のところは不正利用の防止及び苦情の減少が期待できると書いてあるのですが、不正利用がかなり多いということですか。

○道路部計画課 特にそういうわけではなく、資格を喪失された方に間違えて送らないようにするという市民サービスの向上というのが一番の目的です。

○委員 資格を喪失した人に誤って送られないようにしよう、資格のある方をしっかり確認しようということですね。不正利用が問題になっているというわけではないのですね。

○道路部計画課 それは副次的なものです。不正利用しようとするれば誤って送られた券をそのまま使用する可能性があるという、可能性の問題です。

○委員 ここでいっている苦情というのは、不正利用に対する苦情というわけではないのですね。

○道路部計画課 ご本人様がお亡くなりになったご遺族のところは駐車券が届いてしまうことがありますて、区役所に届けているのになぜ送られてくるのだという苦情が深刻といいますか、多かったということです。

○委員 それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。3年ごとの市営駐車場の障害者駐車券の更新にあたり、障害者手帳情報を利用して資格喪失者を把握することは、更新事務の正確かつ効率的な実施が可能となり、市民サービスの向上が図れ、公益に資すると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 ただ、8ページの文言は変えていただいた方が良いと思うのですが。

○委員 今の文言の訂正はお願いいたします。

⑥兵庫区における空家実態調査のための水道利用者情報の利用と電子計算機処理について
兵庫区まちづくり推進部まちづくり課から、兵庫区における空家実態調査のための水道利用者情報の利用と電子計算機処理について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、

個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明について、ご質問がございましたらお願いいたします。
- 委員 以前に似た案件があったのですが、前の諮問と今回は地域が違うだけなのか、内容が大きく違うものなのか、いかがでしょうか。
- 兵庫区 昨年度、長田区が諮問させていただきまして、今回はその兵庫区版ということで、調査内容は同様の調査をすることを考えております。
- 委員 その場合は類型化というものはしないのでしょうか。同じ話をまた同じように審議をするのでしょうか。
- 委員 この後ご提案したいと思っていたのですが、他区でも同じようなことを行うようなので、類型化を相談したいと思っています。
- 委員 空家というのは住宅だけですか。商店とか工場とかそういうのは対象に入らないのですか。
- 水道局業務課 家事用、一般にご家庭で生活されているところのご使用の類型です。店舗付住宅はよくあるのが、一階が例えば駄菓子屋とかで二階に住んでおられるという住居形態、これも生活の実態がある類型のもの、共用家事用といえますのは、昔ながらの共同住宅で炊事場やお手洗いが共用になっているようなタイプの住宅、この3種類、これ以外には水道の業態と呼んでおりますが、事務所や工場とかそういう区分もあるのですが、今回は、業態として通常に生活しているであろうというタイプの3種類と申請いただいておりますので、基本的には住居についてということで考えております。
- 委員 背景のところ、適切な維持管理がなされずに老朽化した危険な空家となっているのですけれど、この観点からいきますと家付きの店舗だけではなく、シャッターを下ろしてしまったり、使っていない工場といったものもありうると思うのですが、ここを対象外としているのは何か理由があるのですか。すべての空家が対象になるべきだと思うのですが。どうなのでしょうか。
- 兵庫区 市民の方から空家に対する苦情、要望というものをたくさんいただきます。兵庫区は南北に長くて北から南にいろいろな空家があります。兵庫区とし

ては、もともと人が住んでおられた住居でそれが老朽化したものについて問題として認識しておりますので、その空家に対して調査をしようと考えております。

- 委員 質問は、老朽化して危険だという観点から見ますと、人が住んでいない店舗でも工場でも対象になると思われるのですが、これを外されている理由は何かあるのでしょうか。市民の方が、隣が空いているので危険だというのは分かるのですが、それはきっかけであって、区としてこういう理由、背景でやるのなら対象になると単純に思うのですが、やらないという理由は何かあるのでしょうか。なぜ住宅だけにされるのかという理由をお聞きしたいのですが。
- 兵庫区 市民の方からのご要望や、いろいろご相談いただきましたのが市街地にある住戸、住宅が主で、その付近の工場等というのは特にご要望をいただいております。また、個人情報を取扱うので必要最小限にすべきと思っております、正直申しまして、そこを想定しておりませんでした。
- 委員 せっかくこういうことをされるのでしたら、全部の方が良いと思うのですが。絶対やらないという理由があるのならいいのですが。そんなに多くはないと思うのですが、やっぱり増えてきておりますし、危険だと思いますので、個人の住宅だけではなく、全ての使っている実態がないところに関しては入れた方が良く思うのですが。
- 委員 水道使用者情報については、別に住宅に限定していないのですかね。
- 水道局業務課 水道局では一般の会社等を含めて全て契約させていただいております。水道契約のために情報をいただいておりますので、個人情報に限らず法人情報についても、他部局からの照会はお断りしている状況です。今回は、要望がありました個人に限定して諮問させていただいておりますが、認めていただけるのであれば、法人につきましても、今後、兵庫区と相談の上データを提供することは可能だと考えております。
- 委員 今の説明は個人か法人かの区別ということですか。
- 水道局業務課 水道局では、今まで個人か法人かということではあまり考えておらず、契約者情報として運用しており、今回は個人ということで審議会にかけさせ

ていただいておりますが、法人情報についても今回合わせて認めていただけるのであれば提供することは差し支えございません。

- 委員 お聞きしたいことは個人か法人かではなくて、業態が家事用、店舗付住宅、共用家事用を対象とされていますが、そういう業態ではなく例えば工場とか店舗だけというのがあるのかよく分かりませんが、そういう業態のものについても提供できるかどうかという問題だと思います。
- 水道局業務課 可能です。そういったものは業務用という区分になっておりまして、事業所、商店、工場等それぞれの業態ごとに分類しておりまして一括処理することは可能です。
- 委員 開栓していて全く使っていない情報というのは対象には入らないのですか。
- 水道局業務課 今回は閉栓情報ということですので入らないことになります。
- 委員 開栓していて全く使わないというのもありますよね。
- 水道局業務課 あります。一般的に業務用で多々あるのですが、倉庫でお手洗いがあり、料金請求が基本的に1トンという非常に大きい単位があります。毎月1回お手洗いを使われても、とても1トンにはいきませんので1年間ずっと使用量なしという記録になってしまいます。そういったものが実際にあります。だからと言って人が全く出入りしていないかと言えば倉庫として出入りされていて、今もずっと契約が継続されており、水道だけでは判断できません。
- 委員 空家と断定できないということですね。
- 水道局業務課 ですから、兵庫区でもデータをもとに現地調査をされると。あくまでも絞り込みに利用されるという趣旨かなと理解しております。
- 委員 調査の目的が防災、防犯ということのようですので、とりあえず個人の住宅を対象としているということなのですかね。防災、防犯ということが目的であれば、個人の住宅に限定しないで調査をする必要があるようにも思いますが、どうしますか。再検討されるか、今回は住宅に限定して承認してほしいということにされるか。

- 兵 庫 区 できましたら住宅に限定した形で一旦調査に入らせていただいて、今後、ご指摘いただきました点について、検討の対象とさせていただきたいと考えています。
- 委 員 そういう扱いでよろしいでしょうか。とりあえず住宅だけということですね。
- 委 員 背景のところを読みますと、それだけでは足りないと思うのですが。
- 委 員 これは空家等の特別措置法がありますが、あれを市としてやるためのデータが欲しいという話なのですかね。背景とは切り離れた話なのですか。つまりここで空家である可能性があるという使用実態がわかるわけですね。現物を見に行って空家であるということになれば、その後特別措置法に基づいて指導していく、場合によっては命令をかけたりするという事考えている話なのですか。
- 兵 庫 区 それだけではないのですが、神戸市では今、特別措置法の施行を受けて来年の条例等の改正に向けて準備を進めております。それと並行して空家の実態調査をして、なぜ、ずっと空家になっているのか、例えば公共交通機関、駅、バス停からの距離、位置関係があったりとかそういうところに関しても検討できるのではないかと考えて調査するという事です。
- 委 員 全部、空家を把握しなくても良いということですか。つまり工場も含めておおよそ危険な空家を全部把握したいと思っているわけではなく、とりあえず住宅にターゲットを絞ってなぜこのようなことが起こったのか、どうすれば防げるかということが主眼なのですか。
- 兵 庫 区 どれが主眼であるかというのはなかなか難しいのですが、良好な状態である空家につきましては、利用できるようでしたら利用していきたいということも考えております。背景としましては、危険な防犯や防災からといったアプローチになるのですが、もし有効利用できるものがありましたら、有効利用のできる方法も考えながら、ということで、特措法に特化しただけではないかと思えます。
- 委 員 ですから情報はどこまで必要なのか、どこまで徹底した調査をしたいのかということですが、防犯とか災害防止ということを考えるのであれば全部やった方がいいのではないの、という先ほどの当然の疑問が出てくるわけ

で、特別措置法はたぶん住居に限っていない、工場も入っていますかね、条文を確認したのですが微妙な書き方がしてあって、居住その他の使用と書いてあって、その他に工場とか商店も入るのかということがわからなくてそこもはっきりしない。

○事務局 特措法の定義的には空家等というところについては住宅その他の建築物又はそれに附属する工作物及びその敷地ということになっておりまして、具体的に工場という書き方はありませんが建築物の範疇に入るかどうかということだと思います。

○委員 だから工場等が入ってくるのですよ。専用店舗とか。

○事務局 そのあたりにつきましてですけれども、特措法に基づいて計画等の仕組みということになりますと、兵庫区で行うものではなくて住宅都市局等が所管するということになり、その利用と防犯、防災上の切り口というのが若干違ってくるのではないかと思います。といいますのは、兵庫区では街づくりという観点でということもありますので、利用と防犯、防災上という両面性の中での調査ではないかと受け止めております。

○委員 そういうふうに両面と説明されるから混乱すると思うのですが。特措法の施行のためにするのだということであれば、一定の区に限定する必要はないわけで神戸市全体の建物についてくださいということになるはずなのですが、他方で街づくりといいますか、長田区はどうでしょうか、兵庫区はどうでしょうかという中で、たまたま空家も考えましょうというのであって、その場合、さしあたり住宅だけでいいと限定しても、十分目的が達成できるというのであれば、兵庫区に限って住宅だけというのもわからないのではないのですが、両方だといわれるからわかったような、わからないような。

○委員 すでに審議した長田区の場合も住宅に限定していましたか。

○委員 防犯とか災害のことを考えますと、区単位では合わなくなってくるよね、全市的に考えないと。

○委員 いろいろご意見が出されまして、みなさんのご指摘ももつともだと思いう面もありました。特措法の関係でしたら全市で対策を講じるべき問題となってきましたし、街づくりという観点からであれば住宅に限定するということ

も意味があるのかなと思うのですが。街づくりに限定しての提案だということを確認させてもらってよろしいですか。それとも改めて諮問されますか。

○兵 庫 区 街づくりに特化させていただきます。

○水道局業務課 水道局としましては、空家の実態の調査ということで提供の判断をお願いしたいと考えております。ちょっと先の話になりますが、今、話のありました特措法の関係につきましては、庁内で検討中でございます。水道についても情報をお願いしたいと言われております。本庁部局は今回の項目以外の、例えば取り壊す際の連絡先として過去の利用者の情報がもらえないかといったようなことも相談を受けておまして、今回のものと射程が違っており、それは別の問題と水道局の方では考えております。

○委 員 それでは改めて諮問しないということであれば、目的が広すぎるような面もありますが、街づくりの観点、特に防犯、防災からの街づくり対策の観点からの調査をしたいということに限定しての諮問ということによろしいですか。

○兵 庫 区 はい、よろしく願いいたします。

○委 員 では、そういうことに限定してということで、一度長田区で答申を出していますので、それと同じものとして受け取らせていただけたらと思います。それによろしいでしょうか。

○委 員 異議なし。

○委 員 兵庫区内において、防災あるいは防犯上問題が発生しかねない空家等を把握するために、水道使用者情報を活用することは、公益に資するものであること、調査結果を今後の空家対策を検討していくための基礎資料として活用するにあたり、電子計算機処理が不可欠であると認められること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思っております。

○事 務 局 空家事態調査につきましては、今年度、垂水区においても計画を立てているようでございます。先ほど委員から提案のありました類型化につきまして、ご承認いただきたくご審議賜りたいと思っておりますのでよろしくお願い

たします。

○委員 他の区でも同じような諮問が出る予定であるということですので、同様の案件については類型化ということで、本審議会への審議を経なくても類型化で対応していただくということによろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは類型化についてもご承認いただいたということにしたいと思えます。ありがとうございました。
それでは本日の諮問案件について、すべて妥当であると結論いただきました。これをもちまして、第 68 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。